

建築基準法第6条第1項第4号の建築物（多治見市が所管）

建築物の区分	用途	構造	階数	延べ面積
4号建築物	特殊建築物	木造	2以下	200 m ² 以下
		非木造（S造・RC造等）	1以下	
	特殊建築物以外	木造	2以下	500 m ² 以下
		非木造（S造・RC造等）	1以下	200 m ² 以下
※ 木造については、高さ10m以下、軒の高さが9m以下のものに限る。				

特殊建築物とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設のあるもの）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、体育館、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場 等で、法別表第1に記載されたものに限る。